

東南アジア要覧

1984年版

社団法人

東南アジア調査会編

昭和59年8月1日発行 定価 8,300円

発行者

社団法人 東南アジア調査会
会長 川島 廣 守

郵便番号 100

東京都千代田区丸の内1の6の4

日本交通公社ビル 602号

TEL(03)211-4838・4847

ISBN4-924717-84-5

は　　じ　　め　　に

I　本要覧は、東南アジア諸国の事情を、つとめて客観的に解明したもので、次の諸国について記載してある。その配列はおおむね東から地理的顺序に従った。

ベトナム、ラオス、カンブチア、タイ、マレーシア（ブルネイを含む）、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ビルマ、スリランカ（モルディブを含む）、インド（ブータンを含む）、ネパール、バングラデシュ、パキスタン、アフガニスタン、全般的事項（ASEANおよびその他）

II　各国については、国の基本的事項（A）と1983年におけるおもな内外の動き（B）、および1983年1年間の年誌（C）の3項目にわけて記載してあり、各国冒頭にその国の要図と細部目次をつけてある。なお、巻頭に東南アジア全般図がつけてある。各国の記述要領次の通り。

A. 基本的事項　　1983年末の時点を基礎とし、可能な範囲で84年の新しい事実を記載してある。

1. 略　　史
2. 政　　体
3. 元　　首
4. 憲　　法
5. 立法制度（国会の権限、任務、議長、議席数、党派別内訳など）
6. 行政制度（閣僚名簿など）
7. 地方制度（行政区分、地方議会など）
8. 司法制度
9. 政党および政治勢力（各政党、政治勢力、非合法勢力などにつき説明、各政党については、幹部、組織、党員数、党史、活動状況などについて記述）
10. 軍　　事（全般、各軍の説明、軍事条約、外国援助など）
11. 外　　交（特色または基本政策、外国との関係、問題点など）
12. 経　　済
 - (1) 概　　況（国民総生産、国民所得を含む）
 - (2) 財政・金融（国家予算、通貨、物価）
 - (3) 産業・資源（農、林、畜、水産、鉱、工、商業、電力など）
 - (4) 経済開発計画（過去の計画、現行計画）
 - (5) 貿　　易（輸出入、外貨準備、管理制度）

(6) 外国援助および協力

13. 新聞・放送（新聞，通信社，放送）
14. 運輸（陸運，水運，航空）
15. 教育・学生（教育方針，学制，学校の種類，学生動向）
16. 華僑（略史，総数，国籍，出身，分布，職業，対策など）
17. 言語（公用語，使用言語の種類など）
18. 民族（構成民族など）
19. 宗教（おもな宗教名，宗教組織）
20. 面積（日本との比較などを含む）
21. 人口（人口諸統計など）

B. 1983年のおもな動き

1983年1年間のおもな動き（1984年可能な範囲での一部重要事項を含む）をそれぞれおもな問題点について説明してある。

C. 1983年年誌 1年間の主要事項を暦日式に記載

III 編集作成にあたっては，東南アジア諸国の国際的立場が複雑であり，また，国の主義・主張・政策等について，その評価も立場によって異なることなどを考慮し，内外の関連情報を総合して客観的な視点からその実態を記述した。

使用した資料は，日本国内はもとより関係諸国の新聞，通信，放送，年鑑，各種刊行物などである。

資料のうちおもなものを挙げると次のとおりである。

（新聞・通信） VNA通信（ベトナム），Nhan Dan（ベトナム共産党機関紙），Quan Doi

Nhan Dan（ベトナム人民軍機関紙），Cong San（ベトナム共産党政治理論誌），KPL通信

（ラオス），Pasason（ラオス人民革命党機関紙），SPK通信（カンブチア），Bangkok

Post（タイ），Nation Review（タイ），南洋・星州聯合報（シンガポール），ANTARA通信（イ

ンドネシア），Indonesia Times（インドネシア），Sinar Harapan（インドネシア），

Business News（インドネシア），Berita Ekonomi dan Keuangan（インドネシア），

Bulletin Today（フィリピン），The Working People's Daily（ビルマ），Statesman

（インド），インディア・トゥディ（インド），PTI通信（インド），RSS（ネパール），

Rising Nepal（ネパール），Ceylon Daily News（スリランカ），Dawn（パキスタン），

Bangladesh Observer（バングラデシュ），Bakhtar（アフガニスタン），Far Eastern

Economic Review（FEERと略），Far East and Australasia年鑑（FEAと略）。

(現地放送) ハノイ放送(ベトナム), ウィエンチャン放送(ラオス), プノンペン放送(カンブチア人民共和国), 民主カンブチアの声放送(民主カンブチア), バンコク放送(タイ), 自由アジアの声放送(タイ), クアラルンプール放送(マレーシア), マラヤ民主主義の声放送(マレーシア), マレーシア人民の声放送(マレーシア), シンガポール放送(シンガポール), ジャカルタ放送(インドネシア), マニラ放送(フィリピン), ラングーン放送(ビルマ), ビルマ人民の声放送(ビルマ), コートレイ放送(ビルマ), インド放送(インド), パキスタン放送(パキスタン), ダッカ放送(バングラデシュ), スリランカ放送(スリランカ), ネパール放送(ネパール), カーブル放送(アフガニスタン), 北京放送, モスクワ放送など。

IV 凡 例

- 各国の国名は一般的な呼称とし、その国の使用する正規の名称は各国の冒頭に記述しておいた。また諸外国の呼称で、中華人民共和国は中国、中華民国は台湾または国府、朝鮮人民民主主義共和国は北朝鮮、チェコスロバキアはチェコ、ユーゴスラビアはユーゴなどと呼称した。
- 年号は西暦を用い、特に必要のないものは10年代の数字にした(1983年を83年)。
- 人名等で記載される原語は、最初に出て来るところだけとし、以下省略した。
- ドルは米ドルを表わし、その他独自のものはそれぞれマレーシア・ドル(Mドル), シンガポール・ドル(Sドル)などと記入した。
- 全般的に使用した略称のおもなものは次の通り(A, B, C順)。

A A	アジア・アフリカ
A D B	アジア開発銀行
A I D	米国際開発局
A S E A N	東南アジア諸国連合
C I A	米中央情報局
C M E A	経済相互援助会議
D S R	対外債務返済率
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S C A P	アジア・太平洋経済・社会委員会
F A O	国連食糧農業機構
F E F C	極東運賃同盟
G A T T	関税貿易一般協定
I A E A	国際原子力機関

I D A	国際開発協会いわゆる第2世銀
I L O	国連国際労働機構
I F A D	国際農業開発基金
I F C	国際金融公社
I M F	国際通貨基金
J I C A	日本国際協力事業団
O A N A	アジア・太平洋通信社機構
O E C D	経済協力開発機構
O E C F	(日本)海外経済協力基金
O P E C	石油輸出国機構
P L O	パレスチナ解放機構
S D R	I M F 特別引出権
S E A T O	東南アジア条約機構
U N C T A D	国連貿易開発会議
U N E S C O	国連教育科学文化機構
U N H C R	国連難民高等弁務官事務所
U N I C E F	国連児童救済基金
U N I D O	国連工業開発機構
U N D P	国連開発計画
W H O	国連世界保健機構
W F P	世界食糧計画

V 本要覧の作成は、当会職員が次の通りに分担して執筆編集した。

- インドシナ地域(ベトナム, ラオス, カンプチア)およびタイ

太田 寧子 滝 俊正 井上 陽子

- その他の東南アジア地域(マレーシア, シンガポール, インドネシア, フィリピン, ビルマ)

および全般的事項とくにASEAN

西村 伸 川尻 信子

- 南西アジア地域(インド, ネパール, スリランカ, パキスタン, バングラデシュ, アフガニスタン)

赤坂 敦子 松田 正純

総 目 次

全 般 図

ベ ト ナ ム	1 - 1 ~ 90
ラ オ ス	2 - 1 ~ 31
カ ン プ チ ア	3 - 1 ~ 60
タ イ	4 - 1 ~ 62
マ レ ー シ ア	5 - 1 ~ 55
ブルネイを含む	
シ ン ガ ポ ー ル	6 - 1 ~ 30
イ ン ド ネ シ ア	7 - 1 ~ 51
フ ィ リ ピ ン	8 - 1 ~ 49
ビ ル マ	9 - 1 ~ 37
ス リ ラ ン カ	10 - 1 ~ 23
モルディブを含む	
イ ン ド	11 - 1 ~ 54
ブータンを含む	
ネ パ ー ル	12 - 1 ~ 19
パ キ ス タ ン	13 - 1 ~ 32
バ ン グ ラ デ シ ュ	14 - 1 ~ 32
ア フ ガ ニ ス タ ン	15 - 1 ~ 23
全 般 的 事 項	16 - 1 ~ 29

ベトナム（ベトナム社会主義共和国）目次

要 図

A. 基本的事項

1. 略 史 1 - 1 (1) 古代中国の支配からベトナム 民主共和国独立まで 1 - 1 (2) インドシナ戦争と54年ジュ ネーブ協定 1 - 1 (3) 北ベトナムにおける社会主義 建設と南ベトナムにおける解放 闘争の推進 1 - 2 (4) ベトナム戦争とパリ協定 1 - 3 (5) サイゴン攻略と南北ベトナム の統一 1 - 4 (6) ベトナム軍のカンプチア侵入 と対ソ関係強化 1 - 4 2. 政 体 1 - 5 3. 元 首 1 - 5 ○国家評議会名簿 1 - 5 4. 憲 法 1 - 5 5. 立法制度 1 - 6 6. 行政制度 1 - 6 ○閣僚評議会名簿 1 - 6 7. 地方制度 1 - 7 8. 司法制度 1 - 8 9. 政党および政治勢力 1 - 8 (1) ベトナム共産党 1 - 8 ① 党の沿革 1 - 8 ② 党の基本的諸原則 1 - 9 ③ 党の組織 1 - 9 ④ 中央委員会 1 - 10 ⑤ 党員と機関紙 1 - 11 ⑥ ホーチミン共産青年団, 付 ホーチミン少年先鋒隊 1 - 11 (2) 他の少数政党 1 - 11 ○ベトナム民主党 1 - 11 ○ベトナム社会党 1 - 11 (3) ベトナム祖国戦線 1 - 12 (4) ベトナム労働組合総同盟 1 - 12 10. 軍 事 1 - 12 (1) 国防評議会 1 - 12 (2) ベトナム人民軍 1 - 13 ① 組織, 兵力と装備 1 - 13 ② 軍指導機関と軍指導者 1 - 13 ③ 兵役制度 1 - 14 ④ 軍区, 基地 1 - 14 ⑤ 外国の軍事援助 1 - 14	11. 外 交 1 - 15 (1) 外交政策 1 - 15 (2) 諸外国との外交関係 1 - 15 (3) 諸外国との友好協力条約 1 - 16 (4) 国際諸機関への加盟状況 1 - 16 (5) 主要諸国との関係 1 - 16 ① 共産主義諸国との関係 1 - 16 ② インドシナ諸国との関係 1 - 17 ③ ASEAN諸国との関係 1 - 17 ④ 米国, 日本との関係 1 - 18 12. 経 済 1 - 18 (1) 社会主義経済の建設 1 - 18 (2) 財政, 金融 1 - 19 ① 国家予算 1 - 19 ② 通 貨 1 - 19 (3) 国民総生産, 外貨準備高など 1 - 20 (4) 産業・資源 1 - 20 ① 農 業 1 - 20 ② 畜産業, 水産業, 林業 1 - 23 ③ 工 業 1 - 23 ④ 鉱 業 1 - 24 ⑤ 石油・天然ガス 1 - 24 (5) 経済開発計画 1 - 25 ① 76~80年第2次5カ年計 画 1 - 25 ② 81~85年第3次5カ年計 画 1 - 25 (6) 貿 易 1 - 29 (7) 外国の援助および協力 1 - 30 ① 共産主義諸国の援助 1 - 30 ② 西側諸国の援助 1 - 32 ③ その他の諸国, 国際機関の 援助 1 - 32 ④ 対外債務 1 - 33 13. 新聞・放送 1 - 33 (1) 新 聞 1 - 33 (2) 通 信 社 1 - 34 (3) 放 送 局 1 - 34 14. 運 輸 1 - 34 (1) 陸 運 1 - 34
--	---

(2) 水 運	1-34
(3) 航 空	1-35
15. 教育・学生	1-35
16. 華 僑	1-35
17. 言 語	1-36
18. 民 族	1-36
19. 宗 教	1-36
(1) 仏 教	1-37
(2) カトリック教	1-37
(3) カオダイ教	1-37
(4) ホアハオ教	1-37
20. 面 積	1-37
21. 人 口	1-37

B. 1983年のおもな動き

ま え が き 1-37

1 党・国家の対内主要政策と方向... 1-38

(1) 党内の引締め 1-38

(2) 共産党中央委第4回総会と第7期第5回国会 1-38

① 党中央委第4回総会、思想・組織問題を討議 1-38

② 第7期第5回国会の開会、刑法総則案を討議 1-39

(3) ハノイ、ホーチミン両市党委大会の開会、両市の役割を重視... 1-39

① ハノイ市党委委員会大会 1-39

② ホーチミン市党委委員会大会... 1-40

(4) “2つの道”の間の闘争における“敵の陰謀”に警告 1-40

(5) 共産党中央委第5回総会と第7期第6回国会 1-41

① 党中央委第5回総会、84年経済社会計画の任務と85年目標を決定 1-41

② 第7期第6回国会の開会、84年計画任務、85年達成目標などを採択 1-42

(6) 党強化の諸措置 1-42

① 党建設の強化を呼びかけ 1-42

② 党員の教育 1-43

(7) 他の国内政治関係主要事項 1-43

① 閣僚の異動 1-43

② 諸組織の設立 1-43

③ 祖国戦線第2回全国大会 1-43

④ 労働組合総同盟第5回全国

大会 1-44

⑤ カトリック教徒の動き 1-44

2. 国防、治安体制の強化と不正行為の取締り 1-44

(1) 人民軍強化の諸政策 1-44

① 防衛力の強化を呼びかけ 1-44

② 軍における党の組織と指導の強化 1-45

③ 軍事訓練 1-45

(2) 公安隊の強化 1-45

(3) 反政府不正分子の取締り 1-46

① 反政府、反革命陰謀の摘発と裁判 1-46

② 汚職、違法活動分子の摘発と裁判 1-46

③ 再教育キャンプについて 1-46

3. 経済建設動向 1-46

(1) 経済建設計画の成果と目標 1-47

① 83年および81~83年経済社会計画の実施状況 1-47

② 84年経済社会計画の方向と任務、目標、85年の達成目標 1-48

○部門別主要目標 1-49

③ 84年経済社会計画のための主要措置 1-50

④ 84年計画の主要目標数値... 1-51

(2) 経済困難打開のための諸政策... 1-51

① 物価対策 1-51

② 通貨流通で国家の役割を重視 1-51

③ 新農業税と修正工商業税法の公布 1-52

○新農業税 1-52

○工商業税修正法 1-52

○工商業税修正法施行の影響... 1-53

④ 私営工商業の社会主義改造... 1-53

⑤ 国家建設政府債の発行 1-53

(3) 経済主要各部門の状況 1-54

① 農 業 1-54

○食糧生産状況 1-54

○天災被害 1-54

○南部地区の農業合作化と土地再配分 1-55

○新経済地区への入植と労働力・人口の再配分 1-55

○生産基盤としての県の建設	1-56	中国側の拒否	1-67
○国営農業企業連合体の結成	1-56	●捕虜釈放	1-67
② 電 力	1-56	○ベトナムの対中国非難	1-67
○発電所の建設	1-56	●“中、タイ、日、米の結託”を非難	1-67
○変電所、送電線などの建設	1-57	●カンブチア問題と中国の脅威	1-68
③ 石 炭	1-57	●トンキン湾、南海諸島問題、その他	1-68
④ 工 業	1-57	○中越関係改善に関する動き	1-68
○工業総生産額	1-57	○中国の対ベトナム非難	1-69
○各種工場の建設状況	1-57	③ その他の共産主義諸国、	
⑤ 交通、輸送、電信	1-58	○CMEAおよび諸会議	1-69
○橋、鉄道の建設	1-58	○東 独	1-69
○造船所、空港建設	1-58	○チェコ	1-70
○電信施設の建設	1-58	○ポーランド	1-70
⑥ 他の諸施設建設	1-58	○ハンガリー	1-70
4. 対外関係	1-59	○ブルガリア	1-70
(1) トー・フー副首相の国際情勢に関する演説	1-59	○アルバニア	1-71
(2) 共産主義諸国との関係	1-60	○ルーマニア	1-71
① ソ 連	1-60	○モンゴル	1-71
○首脳交流	1-60	○北 朝 鮮	1-71
●レ・ズアン党書記長の訪ソ	1-60	○キューバ	1-71
●レ・チョン・タン党中央委員・人民軍総参謀長の訪ソ	1-60	○第37回CMEA総会出席	1-72
●アリエフ・ソ連共産党中央委政治局員・第1副首相以下党政府代表団の来越	1-60	○その他の諸会議出席	1-72
○その他のおもな交流	1-61	(3) インドシナ3国間の関係	1-72
○調印されたおもな協定	1-62	① インドシナ3国の連帯と協力関係強化	1-72
●ソ越経済科学技術協力発展長期計画	1-62	○第1回インドシナ3国首脳会議	1-72
○援助に関する諸報道	1-64	●首脳会議最終声明の要点	1-72
●石油開発	1-64	●カンブチア駐留ベトナム志願兵に関する声明	1-73
○ソ越貿易	1-65	○臨時インドシナ3国外相会議	1-73
○ベトナム人労働者問題	1-65	○第7回インドシナ3国外相会議	1-74
○ソ連のベトナム、カンブチア基地使用強化	1-65	○その他の諸会議	1-75
○東南アジア地域の緊張緩和、中越、中ソ関係正常化に関するソ連の態度とベトナムの反応	1-66	② ベトナムとラオスとの関係	1-75
② 中 国	1-67	○おもな交流	1-76
○中越国境紛争の継続	1-67	○調印されたおもな協定	1-76
●ベトナム側の停戦提案と		○援助に関する報道	1-77
		③ ベトナムとカンブチアとの関係	1-77
		○おもな交流	1-78
		○調印されたおもな協定	1-78

○援助に関する諸報道	1-79
④ ラオスとカンブチアとの関係 ...	1-79
○おもな交流	1-79
○調印されたおもな協定, その他.....	1-79
⑤ 暫定メコン委員会会議	1-79
(4) ASEAN 諸国およびビルマと の関係	1-80
① グエン・コ・タック外相と ASEAN 諸国外相との会談 ...	1-80
② タ イ	1-80
③ マレーシア	1-81
④ ビルマ	1-81
(5) 米国, 日本, その他の諸国お よび国際機構との関係	1-81
① 米 国	1-81
○対米批判と接近の動き	1-81
○行方不明米軍人調査問題 ...	1-81
○米・ベトナム混血児の出国...	1-82
○その他の交流	1-82
② 日 本	1-82
○対日批判	1-82
○おもな交流	1-82
○そ の 他	1-83
③ フランス	1-83
○シェイソン外相の来越	1-83
○おもな交流	1-83
○協定調印, 援助	1-83
④ オーストラリア	1-83
○対ベトナム援助問題	1-83
○ヘイドン外相の来越	1-84
⑤ イ ン ド	1-84
⑥ スウェーデン	1-84
⑦ フィンランド	1-84
⑧ 非同盟諸国会議出席	1-84
⑨ そ の 他	1-84
(6) インドシナ難民	1-85

C. 1983 年年誌	1-86
-------------------	------

ベトナム（ベトナム社会主義共和国）

Socialist Republic of Viet Nam

A. 基本的事項

註) 以下の記述ではベトナム全国を南北に2分して指す場合は北ベトナム、南ベトナムあるいは北、南との言い方を、全国を3分して指す場合は北部、中部（中部高原と中部沿岸）、南部という表現を用いた。

1 略 史

(1) 古代中国の支配からベトナム民主共和国独立まで

西暦前207年広東、広西、トンキン・デルタ地帯にナムビエト（南越）国が樹立された。しかしこれは西暦前111年に前漢の武帝によって滅ぼされた。その後中国の支配とこれに対する反乱が続いたが、西暦939年武将ゴ・クエンが南漢（915年建国）軍をバクダン江（現ハイフォン付近）に破ってトンキン地方一帯に独立のゴ（呉）王朝をうちたて、ここにベトナムは南越滅亡以来約1,050年にわたる中国の支配から始めて完全に独立した。以来フランスと保護条約を締結した1883年までの10王朝約950年間、一時明朝の支配を受けた期間（1413～27年）を除き、ベトナム民族は幾多の内乱と中国の侵略に苦しめられながらも独立を維持した。すなわちこの間、宋軍の侵入、3回にわたる元軍の来襲があったがこれを反撃し、また西のラオスならびにアンナン地方に版図を誇ったチャンパをも攻めてその勢力を伸ばした。1428年国号をダイビエト（大越）とした。1657年にはカンブチア人を追ってコーチンシナを制圧し、現在のカムウからカンブチアのカンボートに至るタイ湾沿いのカンブチア領までもその支配下に収めた。

1786年グエン・フク・アインはフランスと攻守同盟を結び、1802年仏軍援助下にベトナム全国を統一、国名をベトナム（越南）とした。フランスは1858年武力侵略を開始、1876年に和平条約、1883年に保護条約を結び、1954年のジュネーブ協定締結までの約80年間ベトナム、ラオス、カンブチア3国を仏領インドシナ（仏印）としてその統治下においた。この間ベトナムではしばしば抗仏運動が起り、フランス当局によって弾圧されたが、ホー・チ・ミンは1930年インドシナ共産党を結成、41年ベトミン（ベトナム独立同盟）を設立して独立闘争を進めた。

1940年9月日本軍は仏印に進駐、45年3月9日仏軍を武装解除して仏印を日本軍の管理下においた。グエン朝のパオダイ帝は日本の援助下にベトナムの独立を宣言して即位した。45年8月15日の日本軍の敗戦に伴い、それまで一斉蜂起の準備を進めていたベトミンはハノイを占拠（8月革命）、パオダイ帝を退位させ、45年9月2日ベトナム民主共和国の独立を宣言し、ホー・チ・ミンが初代大統領に就任した。以来ベトナム統一後も9月2日が建国記念日とされている。

(2) インドシナ戦争と54年ジュネーブ協定

1945年10月、仏軍は仏印再征服をめざしてベトナム南部に上陸した。フランスは46年3月のホー・サントニー協定で、ホー政権をインドシナ連合を構成する自由国として認めたが、6月フランスが南部にコーチンシナ臨時政府を樹立したことから両者の関係は決裂、46年11月ハイフォンで両国軍が衝突、12月ハノイで市街戦が起り、ここに8年間におよぶインドシナ戦争が開始された。フランスは47年2月「ホー政権を相手とせず」と声明、香港に亡命中のパオダイ帝を帰国させ、48年6月ベトナム臨時中央政府を樹立、49年3月8日ベトナムの仏連合内における独立を正式に承認、パオダイ帝がベトナム国家元首となった。50年1月、中国、ソ連などの共産主義諸国はベトナム民主共和国（ホー政権）を承認、2月米、英など自由主義諸国はベトナム国（パオダイ政権）を承認、ここに同じ領土の上にそれぞれ国際的に承認された2つの政府が存在することとなった。

1983年

ベトナム民主共和国の中核体であるインドシナ共産党は51年2月第2回党大会でベトナム労働党と改称し、ベトナム人民を解放すべく民族人民民主主義革命を遂行する方向を定めた。ベトミン軍は中国の援助下で軍事力を増強して次第に優勢となり51年3月にはラオスのパテート・ラーオ、カンブチアのクメール・イサラクと同盟を結び、インドシナ全域で仏軍を相手に解放戦争を進めた。仏軍は54年5月7日ディエンビエンフーで決定的な敗北を喫した。同年4月下旬から開かれていたジュネーブ会議は6月米、英、仏、ソ、中、北ベトナム、南ベトナム、ラオス、カンブチア9カ国参加の下にインドシナ休戦問題を討議、54年7月21日ジュネーブ協定が調印され、ここに休戦が実現した。

54年ジュネーブ協定はベトナム、カンブチア、ラオスそれぞれの休戦協定、最終共同宣言と米国および南ベトナムによる単独宣言からなった。休戦協定はフランスと北ベトナムによって調印された。ベトナムでは北緯17度線（ベンハイ川）を暫定的な軍事境界線とし、それぞれの兵力を南北に集結させた。同協定監視のためインド、カナダ、ポーランドからなる国際監視委員会（ICC）が設置された。また最終共同宣言によって、2年後の56年7月に南北再統一のための総選挙がICCの監視下に行われることになった。しかしながら南ベトナムと米国は暫定的にせよ南北分割に反対し、また総選挙は国連の監視下に実施されるべきだとして共同宣言に参加せず、それぞれ単独宣言を発表した。

(3) 北ベトナムにおける社会主義建設と南ベトナムにおける解放闘争の推進

フランスに代って南ベトナムに進出し始めた米国は、北ベトナムのホー・チ・ミン大統領に対抗して、バリエにいた反仏反バオダイのゴ・ディン・ジエム元内相を説得して帰国させ、54年7月首相に就任させた。ジエムは55年10月国家元首国民投票でバオダイを破って自ら大統領となり、国名をベトナム共和国と改めた。北ベトナムは54年ジュネーブ協定に基づく統一選挙実施への準備を強力に進めたが南ベトナムはこの統一選挙をボイコットし、米国の援助下に反政府勢力を弾圧して国力の増強に努めた。これに対し被抑圧分子は、ジエム政権反対という目標のもとに、かつてのベトミン勢力の地盤であった農村地区を足場として各地で反政府ゲリラ活動を行い、勢力の拡大を図った。

一方北ベトナムではインドシナ戦争中土地改革が実施され、戦争終結時には民族人民民主主義革命をほぼ達成した。そして戦争終結後は、中ソをはじめとする共産主義諸国の援助のもとに経済の復興、建設に励み、60年までに経済建設はかなりの成果をあげた。こうして60年1月新憲法（59年憲法）を公布し、9月第3回労働党大会を開催した。新憲法、新党規約はベトナムは本来一つの国家であるとの立場に立って、一時的に二分された南北両地域の任務を明らかにし「北では社会主義に向って前進し、南では民族人民民主主義革命を実現することに努力し、南を米帝国主義植民地から解放して、独立と民主主義に基づく国家統一達成に向うこと」を決定した。大会はまた南北統一のためにはまずジエム政権を倒さねばならないとの結論に達した。北ベトナムはこの路線に沿って、61年から北ベトナムで第1次5カ年計画に入ると同時に、南ベトナムに対して、革命勢力に対する積極的支援を開始した。

南ベトナムでは60年12月20日南ベトナム解放民族戦線（以下解放戦線と略称）が創設され、61年2月には人民解放軍が結成され、解放闘争を強化し解放区を拡大していた。このような情勢において米国は「共産侵略」から南ベトナムを防衛するため軍事援助を増強し、62年2月にはサイゴンに米援助軍司令部を設置し、南ベトナムへの介入の度を強めた。治安情勢の悪化とこれに伴って強まったジエム大統領の独裁政治は、遂に国民の怨みを招き、63年11月ズオン・バン・ミン將軍の指揮する軍のクーデターによって倒された。ジエム政権打倒を目標としてきた解放戦線は、「米侵略者の根絶」を新たな目標として闘争を継続強化し、戦線の勢力は急速に拡大した。64年1月頃から北ベトナム軍のホーチミン・ルートを通っての南下が伝えられ、南ベトナムでの戦闘はゲリラ戦から通常戦争の状態となってきた。米国は軍事援助を増強して戦勢の挽回をはかろうとしたが戦況は好転せず、情勢は重大化した。米、南ベトナム両政府は64年5月西側諸国に援助を求めた。これに応じて韓国、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドの諸国は同年12月以降南ベトナムへの派兵を開始した。

南ベトナムの解放闘争は「南ベトナム中央局」（COSVN）を通じてベトナム労働党の直接指導下に行われた。COSVNは当初グエン・チ・タイン人民軍政治総局局長、ついでファン・フン党中央委政治

局員によって指揮された。

(4) ベトナム戦争とパリ協定

1964年8月トンキン湾事件が発生した。米国はトンキン湾で北ベトナム軍の攻撃を受けたとし、米上下両院はジョンソン大統領に戦争権限を与えた。65年2月解放軍はブレイク基地を攻撃、米国はこれに対応して北爆・南爆を開始、3月には米海兵隊がダナンに上陸、米軍が直接軍事介入し、本格的なベトナム戦争に発展した。北ベトナム軍は南に介入し、解放軍とともに各地で攻勢をとった。米軍は当初苦境に立たされたが、兵力を急速に増強し、66年初頭から戦勢は有利となった。68年1月北ベトナム軍・解放軍はテト攻勢を行い、首都サイゴンを直接攻撃、サイゴン政権を倒して革命政権を樹立しようと図った。この攻撃は、米・南ベトナム政府軍の強い反撃によって挫折したものの、米側にも強いショックを与え、双方にとって和平へのきっかけとなった。

ジョンソン米大統領は68年3月31日北爆を部分的に停止して和平交渉を呼びかけ、米国と北ベトナムは5月13日パリで和平交渉を開始した。米国は10月31日北爆を全面的に停止した。69年1月米国はニクソン政権の誕生に伴い、和平解決に本格的に動きはじめた。北ベトナムは和平交渉に解放戦線を参加させるよう強く要求した。パリでは1月25日米、北ベトナム、南ベトナム、解放戦線の4者によるパリ会談が開始された。これに伴って解放戦線は同年6月、南ベトナム共和国臨時革命政府を樹立した。このパリ会談で、米国は軍事問題の優先解決を、北ベトナムは政治、軍事両問題の同時解決を求めて双方の意見は鋭く対立を続けたが、米国は、南ベトナム軍による肩代り、いわゆるベトナム化政策を開始し、69年7月には一方的に米軍の撤退を開始した（当時南ベトナムにおける米軍兵力は54万4,000人、同盟国軍の兵力は約7万人）。これよりさき1969年9月3日、ホー・チ・ミン大統領が心臓病のため死亡した。

71年7月のキッシンジャー米大統領補佐官の訪中以降の米中接近、72年のニクソン大統領の訪中（2月）訪ソ（5月）は北ベトナムに大きな衝撃を与えた。北ベトナムは自主独立路線による解決を強調し、大国間の取引を激しく非難し、72年3月末大挙南ベトナムに進攻し、人民の決起を呼びかけ、解放地区を拡大して各地に人民革命評議会を樹立しようとした。米国はこれに対し4月北爆を再開、5月北ベトナム沿岸を機雷封鎖、米・中、米・ソ会談の結果による中・ソの北ベトナムに対する圧力に期待した。北ベトナムは中・ソの“圧力”に強い非難を浴せながらも、72年6月には戦争政策の再検討を行ったようで、7月以降その態度は軟化した。臨時革命政府は9月14日“サイゴン政権”の存在とその連合政権への参加を認めた。北ベトナムは10月8日、米国が主張してきた軍政分離方式を受入れ、政治問題については南ベトナムの2当事者間で協議解決することに同意した。そしてさらにその後の交渉でサイゴン政権のチュー大統領排除を取下げると譲歩し、米国に対して早期調印を迫った。米国は一応これを受入れたが、チュー大統領は北ベトナム軍の撤退と南ベトナムにおける主権を主張して譲らなかった。米国は南ベトナムに対して援助停止を示唆する一方、北ベトナムに対して72年12月17日以降激しい北爆を再開し、「公正な解決」を目標として南北ベトナム双方に圧力をかけた。米国は73年1月15日北ベトナムに対する軍事活動を中止、南ベトナム政府に協定調印を求めた。南ベトナム政府は強い抵抗を示しながらも17日ようやくこれを受諾した。のちに判明したところによれば米国はこの最終段階で、ニクソン大統領親書の形で南ベトナムに「北ベトナムが和平協定を侵犯した場合米国は積極的にこれに反応する」との保障を与え、また一方、北ベトナムには5年間に32億5,000万ドルの無償復興援助と10～15億ドルの食糧、商品援助を与えることを約束したといわれる。

このようにして73年1月27日パリで、米国、北ベトナム、南ベトナム、南ベトナム臨時革命政府の4者が「ベトナムにおける戦争終結と平和回復に関する協定」＝パリ協定に調印した。しかし協定は明らかに北ベトナム側にとって有利であった。北は宿願とした米軍の撤退を実現させたが一方自らは南にその兵力を留め、さらに臨時革命政府の存在を内外に認めさせ、解放闘争継続可能な体制を維持した。次いで3月2日米、北ベトナム、南ベトナム、南ベトナム臨時革命政府、ソ連、中国、フランス、英国、カナダ、ポーランド、インドネシア、ハンガリー各国政府外相がベトナム和平を国際的に保障する「ベ

1983年

トナム国際会議最終決議」(パリ決議)に調印した。この会議でカナダ代表は、停戦違反を裁決する国際常設機関の設立を強く要求したが、北ベトナムはこれを厳に拒否し実現しなかった。

パリ協定による米捕虜釈放と米軍撤兵は計画通り完了した。しかし双方の停戦違反、北ベトナム軍の南下は続き、国際管理監視委員会は全くその機能を果たさなかった。南ベトナム両当事者間の交渉は何ら進展せず、行詰り状態となり、10月以降軍事情勢も一段と激化した。すなわちこのパリ協定は、米国と北ベトナム両国間の戦争終結はもたらしたもののベトナム戦争を終結させるものではなかった。

(5) サイゴン攻略と南北ベトナムの統一

チュー政権は頃として臨時革命政府を認めず、引き続き力によって解放勢力を封殺しようとした。米国は北ベトナムの兵力増強に対し厳重抗議したが、臨時革命政府は“懲罰”という名目の軍事攻撃を続け、このため戦闘は一層激化した。

74年に入ってから、北ベトナム軍の南下増大と南ベトナムに対する米援助削減によって軍事力のバランスは大きく変化し、共産軍の攻勢は7月以降さらに強まった。しかしニクソン大統領が南ベトナムに約束した“米国の積極的反応”は行われなかった。南ベトナム政府内部では反政府運動が拡大し、遂にはチュー大統領退陣を要求するに至った。臨時革命政府はこのような動きに乗じて攻勢を強め、北ベトナムはこれを支援して11月以降兵力増強をはかった。

ベトナム労働党中央委員会政治局は75年初め、「南ベトナムで総攻撃を行い、機会があれば75年中に南ベトナムを解放する」ことを決めた。北ベトナム軍は75年3月春期大攻勢を開始、忽ちにして南の中部、北部を攻略、敗退する南ベトナム政府軍を追ってサイゴンに迫った。米政府は議会で緊急軍事援助を求めたが、米議会はこれに難色を示し、米国はサイゴン政権への“秘密保障”を実行し得ず、チュー大統領は4月21日遂に辞任した。勢いに乗った共産側はなお追及の手をゆるめず、サイゴン政権の解体を求め、チャン・バン・フォン政権、ズオン・バン・ミン政権の和平交渉申入れを拒否、4月30日遂にサイゴンを攻略、ベトナム共和国は滅亡した。かくしてベトナム戦争は名実ともに終わった。

ここに南ベトナム臨時革命政府が南ベトナムを掌握することとなったが、その実権はハノイ政権直接指導下の軍事革命委員会に握られ、これによってすべての行政が進められた。南北ベトナムの境界線は撤去され、南北間の交流が開始された。党、軍など統一可能なものから統一がはじめられた。76年4月南北統一総選挙が実施され、6月下旬新統一国会が開幕、国会は7月2日新統一国の国名を「ベトナム社会主義共和国」と改名した。同76年12月ベトナム労働党は16年振りに党大会(第4回)を開き党名を再び「ベトナム共産党」と改称した。

(6) ベトナム軍のカンプチア侵攻と対ソ関係強化

統一ベトナムは新たな態勢を整え、77年以降新内外政策を進めたが、思惑通りには進まなかった。対外面では75年のサイゴン解放以来中国との関係が悪化、78年の華僑追放、中国の対ベトナム援助停止などにより両国は敵対関係となった。ベトナムは78年6月CMEAに加盟し、11月にはソ連と友好協力条約に調印、いよいよソ連への傾斜を強めた。米国との国交正常化への交渉は中断された。カンブチアとの間では77年以来紛争が起り、78年末にはベトナム軍がカンブチアに侵攻した。ベトナム軍は79年1月7日カンブチア的首都プノンペンを攻略し、ポル・ポット勢力に対する軍事攻撃を続ける一方、新たに樹立されたヘン・サムリン政権と平和友好協力条約を締結、インドシナ3国間の強固な連帯関係を作りあげ、情勢は逆転し得ないと主張した。しかしこれに対する国際世論は厳しく、ベトナム軍の撤退やカンブチア人民の自決を求め、諸国は対ベトナム援助を停止した。とくに中国は79年2月ベトナム北部に“懲罰攻撃”を加えるとともに、ポル・ポット勢力を軍事的に支援、カンブチア情勢はベトナムの思惑通りの進展を見なかった。ポット難民の増大も加わって周辺諸国のベトナム非難は強まり、ASEANとの関係は後退した。ベトナムはASEANに対し、カンブチア問題をタナ上げして対話を進めようと図ったが、ASEANや西側諸国はベトナム軍のカンプチア撤兵など国連決議の実行を強く迫った。このような情勢の中でソ連は対ベトナム全面支援態度を示したが、一方ベトナムも82年の第5回党大会で「ソ連との全面的協力和団結が外交の礎石」と述べて親ソ反中路線を明確にし、ソ連との連帯

協力関係を一層強めた。ベトナムはインドシナ3国の連盟関係を一層強化し、83年には第1回インドシナ3国首脳会議を開いた。

一方国内面では経済建設に力を入れ、76～80年第2次5カ年計画を進めたが、性急な南北統一の悪影響、天災による食糧生産不振などにより国家計画は達成されなかった。79年には中国の“懲罰攻撃”に対応して総動員令を公布、国防強化へと進み、このため経済建設はさらに遅れ、食糧、消費物資の不足から経済情勢は重大な危機を迎えるに至った。そしてこれを打開するため、79年“経済の一部自由化”にふみ切り、続いて80年にも“どん底”経済から立ち直るための生産促進諸政策をとった。これらの諸政策により81年以降ようやく諸経済改善のきざしがみえてきた。また80年末新憲法を公布、新国家体制を樹立した。ベトナム共産党第5回大会は予定より遅れて82年3月開かれた。大会では政治、経済、党建設などの諸報告が行われ、81～85年の第3次5カ年計画が採択された。また新中央委員会が選出され党指導部の刷新が行われた。またこの大会のあと経済閣僚を中心に閣僚評議会の大幅改造が行われ、ベトナムは党、行政、経済政策面での新たな体制を整えた。

2 政 体 社会主義共和国。

3. 元 首

国家の集団の大統領機関、国会の最高常設運営機関として、国会議員の中から選出される任期5年の国家評議会が置かれている。国家評議会は議長を通じて国内外に対しベトナム社会主義共和国を代表する。国家評議会の構成員は同時に閣僚評議会の構成員を兼任することは出来ない。国家評議会議長は全国人民軍を統帥し、国防評議会議長を兼任する。国家評議会は1カ月に1回あるいは必要に応じてそれ以上、会議を開く。

○国家評議会名簿 81年7月4日選出。82年6月28日一部更迭。

議 長	チュオン・チン (Truong Chinh, 党中央委政治局員, 人民軍総司令官兼務)
副議長	グエン・フー・ト (Nguyen Huu Tho, 国会議長兼任, 元南ベトナム解放民族戦線議長), レ・タイン・ギ (Le Thanh Nghi, 党中央委員), チュ・フイ・マン (Chu Huy Man, 党中央委政治局員, 人民軍政治総局局長, 大将, 「ト」少数民族出身), フィン・タン・ファット (Huynh Tan Phat, 元南ベトナム解放民族戦線書記長)
事務局長	レ・タイン・ギ (副議長兼任)
評議員	グエン・ドック・トゥアン (Nguyen Duc Thuan, 党中央委員, ベトナム労働組合総同盟議長), グエン・ティ・ディン (Nguyen Thi Dinh, 党中央委員, ベトナム婦人連合議長), ゴ・ズイ・ドン (Ngo Duy Dong, 党中央委員), レ・タイン・ダオ (Le Thanh Dao, ホーチミン共産青年団中央委員), イゴン・ニエクダム (Y-Ngong Nie-Kdam, 党中央委員, 「エデ」少数民族出身), ダム・クワン・チュン (Dam Quang Trung, 党中央委員, 第1軍区司令官, 中將, 「タイ」少数民族出身), ブ・クワン (Vu Quang, 党中央委員・中央委対外関係部部長)。

4. 憲 法

統一後のベトナム社会主義共和国憲法は80年12月18日第6期第7回国会で可決、翌12月19日公布された。同憲法は前文と12章, 全147条で構成され, 各章は, 第1章=ベトナム社会主義共和国政治制度, 第2章=経済制度, 第3章=文化, 教育, 科学, 技術, 第4章=社会主義祖国の防衛, 第5章=公民の基本的権利と義務, 第6章=国会, 第7章=国家評議会, 第8章=閣僚評議会, 第9章=人民評議会と人民委員会, 第10章=人民裁判所と人民検察院, 第11章=国旗, 国章, 国歌, 首都, 第12章=憲法の効力と改正, からなる。

この憲法は集団主権を基本概念としており, その特徴点としては前文で“侵略的中国覇権一味”との対決を余儀なくされたことに言及し, 本文中でも覇権主義に反対を表明(第14条)していること, 大統領制を廃止し前項に述べた国家評議会を設立したこと, 社会主義に至る期間の中心経済任務として社会主義工業化を規定し, 全人民国防体制を明文化しているなどがあげられる。前文はまた, 党第4回大

1983年

会の提起した路線(1-9, 18頁)に従って全人民が前進するよう呼びかけている。憲法の改正権は国会が有し、議員総数の少なくとも3分の2の賛成票を要する。

5. 立法制度

国会が人民の最高代表機関で最高の国家権力機関であり、立憲権と立法権を有する唯一の機関である。国会の任務と権限は、憲法、法律の制定と改定、国家計画の採択とその実行の批准、国家予算の採択と決算の批准、国会、国家評議会、閣僚評議会、人民評議会、人民委員会、人民裁判所、人民検察院の組織の規定、国家評議会の議長、副議長および構成員、閣僚評議会の議長、副議長および構成員、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官の選出と罷免、各省および国家委員会の設置および廃止の決定、戦争と平和に関する問題の決定などである。国会の任期は5年、年2回定例会期をもち、国家評議会により招集される。

国会の最高の常設運営機関として国家評議会(3.元首の項参照)が設けられている。

○現国会(第7期国会)

81年4月26日選出。議席数496(このうち労働者100, 合作社農民92, 軍人49, 政治幹部121, 社会主義知識人110, 民主的知名人と宗教代表15, 手工業合作社員9。婦人108, 21~35歳の者90, 少数民族73)。81年4月選挙時の選挙区数93。選挙方法は普通, 平等, 直接, 無記名投票。選挙権は18歳, 被選挙権は21歳以上の公民。82年, 欠員の出た6議席について補欠選挙を実施。

国会議長 グエン・フー・ト(国家評議会副議長兼任) 81年7月4日選出。以下同じ。

国会副議長 スアン・トゥイ(Xuan Thuy), ギエム・スアン・イエム(Nghiem Xuan Yem, 民主党書記長), グエン・シエン(Nguyen Xien, 社会党書記長), イ・ベ(イ・モット)(Y PehまたはY Mot, 党中央委員), カム・ゴアン(Cam Ngoan), フィン・クオン(Huynh Cuong), ティク・テ・ロン(Thich The Long, 仏教僧侶), ボー・タイン・チン(Vo Thanh Trinh, 神父, ベトナム愛国カトリック教徒連帯委員会委員長), ファン・アイン(Phan Anh, 祖国戦線中央委幹部会員, 法律家協会会長)。

6. 行政制度

閣僚評議会がベトナム社会主義共和国の政府であり、最高の国家権力機関の執行機関であり、最高の国家行政機関である。閣僚評議会は議長(首相), 副議長(副首相, 複数), 各閣僚および国家委員会委員長(複数)から成り、国会によって選出, 罷免される。

○閣僚評議会名簿 81年7月4日成立, 82年4月23日改造, 83年4月, 12月, 84年1月, 5月一部異動

首相(議長) ファン・バン・ドン(Pham Van Dong, 党中央委政治局員)

副首相(副議長) トー・フー(To Huu, 党中央委政治局員)

兼内相 ファン・フン(Pham Hung, 党中央委政治局員)

兼ボー・グエン・ザップ(Vo Nguyen Giap, 党中央委員)大将

兼ブー・ディン・リエウ(Vu Dinh Lieu, 党中央委員)

兼ド・ムオイ(Do Muoi, 党中央委政治局員)

兼国家計画委員会委員長

兼ボー・バン・キエット(Vo Van Kiet, 党中央委政治局員)

兼交通運輸相 ドン・シ・グエン(Dong Si Nguyen, 党中央委政治局員)中
将

兼チャン・クイン(Tran Quynh, 党中央委員)

兼チャン・フオン(Tran Phuong, 党中央委員)

閣僚評議会官房長兼事務局長 ドアン・ジョン・チュエン(Doan Trong Truyen)